

協議第 9 6 号

平成 1 6 年 月 日 確認

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日 提出

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い(修正案)	調整の内容(案)	1 一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有するものとする。
関係項目			2 職員数については、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の任免、給与その他の取扱いについては、地方公務員法に照らしながら統一を図るものとする。 4 職員の給料については、新市において財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図るものとする。

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

構成市町村の職員の状況(平成15年4月1日現在)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	計
職員数 (人)	1,644	372	160	114	76	127	79	158	161	125	3,016
平均年齢 (歳月)	43.10	41.09	42.04	40.10	42.01	42.05	41.07	38.09	42.06	41.08	42.02
1人当たり 給料月額 (円)	352,600	343,200	299,200	280,100	292,500	288,000	292,300	300,400	320,900	306,400	333,700

平均年齢、1人当たり給料月額：平成15年4月地方公務員給与実態調査

構成市町村ラスパイレス指数の状況(平成15年4月1日現在)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	構成市町村 平均	県内市町村 平均	全国市町村 平均
H14	100.3	101.0	93.9	92.8	93.2	94.7	91.7	97.1	97.3	98.2	96.0	97.6	100.6
H15	99.8	101.1	93.7	92.7	94.4	92.2	93.4	96.3	97.1	98.7	95.9	97.1	100.1
前年比	0.5	0.1	0.2	0.1	1.2	2.5	1.7	0.8	0.2	0.5	0.1	0.5	0.5

協議第96号 一般職の職員の身分の取扱いについて《協定項目》

修正箇所対照表 (修正箇所下線)

原案

津地区合併協議会

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	調整の内容(案)	1 一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有するものとする。
関係項目			2 職員数については、その適正化に努めるものとする。
			3 職員の任免、給与その他の取扱いについては、公平・公正の観点から、津市の例を基本に統一を図るものとする。

修正案

津地区合併協議会

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	調整の内容(案)	1 一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有するものとする。
関係項目			2 職員数については、 <u>新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</u>
			3 職員の任免、給与その他の取扱いについては、 <u>地方公務員法に照らしながら統一を図るものとする。</u>
			4 職員の給料については、 <u>新市において財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図るものとする。</u>